



手続き・申請

自動車税減免の出張窓口を開設します

問 土浦県税事務所 ☎029・822・7205

心身に障がいのある、
自動車をお持ちの方へ

※軽自動車税の減免ではありません。

茨城県では、身体障害者手帳、療育
精神障害者保健福祉手帳、療育
手帳、戦傷病者手帳の交付を受
けている方のために使用する自
動車で、障害等級が一定の要件
を満たし、障がい者の方ご本人
もしくは障がい者の方と生計を
共にする方が所有する自動車に
ついて、申請により自動車税種
別割（旧自動車取得税）および
自動車税環境性能割（旧自動車
税）を減免する制度を設けてい
ます。

減免申請は、管轄の県税事務
所において年間を通じて受付し
ていますが、次の日程で市役所
伊奈庁舎1階に減免申請の受付
窓口を設置しますので、ご利用
ください。

必要な書類については、可能
な限り事前に、県税事務所まで
お問い合わせください。

▼受付日時 2月21日(金)、3月
13日(金) 午前10時～正午/午
後1時～午後4時 ※予約不要

▼受付場所 伊奈庁舎1階小会
議室（6番窓口）社会福祉課向

か）

▼必要書類 障害者手帳（原本）、
納税義務者の印鑑（認印可）、
運転者の運転免許証（コピー
可）。その場合は免許証両面）、
自動車の車検証または納税通
知書、生計を一にすることを
示す書類（住民票など）

※減免の要件により手続きに必
要な書類が異なりますので、お
問い合わせください。

※申請で使用する書類（戸籍謄
本）



手続き・申請

税申告に使用できる証明書を発行します

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58・2111（内線4303）

介護福祉課では、令和元年分
の確定申告に使用できる3種類
の証明書（下図表）が発行でき
ます。申請は随時受付します。

ただし、申告をする方の所得
の状況、要介護認定の状況など
により、すべての方が対象とな
るわけではありませんので、こ
ろください。

※令和元年に転入した方、また
は特別養護老人ホームなどの施
設（住所地特例施設）に入所し
ている方は手続きが異なる場合
がありますのでお問い合わせく
ださい。

本・住民票謄本等）を取得する
際の手数料は、免除されます。
社会福祉課で証明書を発行しま
すので、お問い合わせください。

※新車、中古車新規登録に係る
減免や自動車税環境性能割の減
免については、登録日から30日
以内に管轄の水戸または土浦県
税事務所自動車税分室でお願い
します。

※軽自動車の減免については、
市税務課までお問い合わせくだ
さい。

【問い合わせ】

土浦県税事務所 収税第一課
☎029・822・7205

【手続きの流れ】

▼申請方法 介護福祉課窓口で、
申請用紙に必要事項を記入し
申請してください。

▼結果 申請内容をもとに、そ
れぞれ必要な事項を確認し、
結果を後日郵送します。なお、
介護保険料納付済証明書は窓
口で即時交付します。

【問い合わせ】

▼申請・証明書について 介護
福祉課

▼税控除・税申告について 税
務課

介護福祉課で発行できる3種の証明書

証明書名	対象となる税控除	対象者	注意事項	確認する内容	持参品・手数料
障害者控除対象者 認定書 ※身体障害者手帳を お持ちの方はこの認 定書は不要です	・障害者控除 ・特別障害者控除	精神の状況	・左に該当するかど うか不明な場合は、 介護福祉課にお問 い合わせください。	障がいの程度につ いて介護認定記録な どを確認します	・印鑑（認印も可） ・発行手数料：無料
		身体状況			
おむつ代に係る 医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目 以降で、介護認定を受けている方	・申告期間中に使用 する方は、前もって 申請してください。	介護認定に係る主治 医意見書の記載内容 を確認します	
介護保険料納付済 証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書） で納めている方 ※特別徴収（年金天引）の方は年金機構からの源 泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から 12月までの介護保 険料の納付記録を確 認します	・身分証明書 （保険証など） ・発行手数料：無料